

地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について 寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

平成27年4月24日（金）～平成27年5月25日（月）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 財政局税政部税制課（本庁舎5階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各市税事務所
- オ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber/pia.html>

3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) F A X
- (4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

5名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0名	0名	2名	3名	5名

(3) 意見総数

29件（類似意見を除いた実数は21件）

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要と札幌市の回答

(平成27年4月24日～5月25日実施)

1 地方税賦課徴収事務及び評価書に対するご意見

※ 同趣旨のご意見は一つにまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
1	マイナンバーを利用することによって、どのくらい市民にとってメリットがあるのかわからない(類似意見1件)。	マイナンバーのメリットとして、手続きが正確で早くなる「行政の効率化」、面倒な手続きが簡単になる「国民の利便性の向上」、給付金などの不正受給の防止による「公平・公正な社会の実現」の3つがあげられています。
2	2016年1月から運用開始とのことだが、自治体の準備状況はどのような状態なのか。	地方税賦課徴収事務に関しては、今後特定個人情報の取扱いについて今後第三者機関における審議を経て評価書の公表をしたうえで、平成28年(2016年)1月の番号利用開始に向けてシステムの改修を行うほか、手続や申告書様式の変更等を行い、準備を終える予定です。
3	評価書P38 Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「サーバ室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。」とあるが、 どういう仕様書内容なのか公表すべきだ。	委託の仕様書において、セキュリティ保全に係る事項を定めており、受託業務で利用する札幌市の情報資産について、本市の許可なく所定の保管場所から持ち出さないことを定めております。 また、委託にあたってデータを外部に持ち出す際は、必ず職員が対象データを抽出し(委託業者にはその権限を付与しない)、所定の領域に格納することにより委託業者に渡す運用になっております。
4	評価書p39 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク サーバ室への入室制限がなされていても、民間企業で起きた情報漏えい事件のような持ち出しは可能ではないか。その対策はどのようになっているのか。	さらに、カメラによる監視や職員による立会などにより、作業状況や退室時の持ち出し物を確認しております。
5	評価書p39 特定個人情報の提供・移転 「リスクへの対策は十分か」で「特に力を入れている」としているところは、「十分である」に比べて特別な対応が必要ということだと思われるが、それぞれどこに問題や課題があるのか。	札幌市ではこれまでも個人情報保護について特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策については「特に力を入れている」、今回の制度導入により新たに実施する予定のリスク対策については「十分である」という記入としています。 記載している対策により問題や課題への対応はできるものと考えています。
6	評価書p39 特定個人情報の提供・移転 記載されている3つのリスクのうち、最もリスクが大きいものと最もリスクが小さいものはどの項目か。	各リスクは評価書様式で指定されているもので、リスクの大小比較は行っておりませんが、札幌市では3つのリスクのいずれも重視しており、十分な対策をすでに講じていることから「特に力を入れている」という自己評価をしております。
7	評価書p39 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 「システムにより自動化されている情報の提供・移転処理」とはなにか。	異なるシステム間で情報を受け渡す必要があり、それが定型的な処理の場合は、その都度手作業を介することによる誤りや遅延を防止するため、自動化しているものです。
8	評価書p41 リスク5 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 中間サーバー・ソフトウェアにおける情報提供の「自動応答」とはどのような場合に行われるのか。	他機関から情報提供ネットワークシステム経由で照会があった場合に自動で応答を行います。 ただし、DV被害者など特に慎重な対応が必要な場合には自動応答の対象外となります。
9	評価書p43 7 特定個人情報の保管・消去 「施錠可能な」保管庫・ラックとあるが、施錠されないこともありうるということか。	施錠可能な保管庫・ラックを導入することにより、書類の出し入れや機器メンテナンスなどで開扉する必要がある時以外は常に施錠しております。
10	評価書の内容がわかりづらい。	可能な限り詳細な内容をわかりやすく記述するよう心掛けておりますが、評価書の様式や記載項目については、国の特定個人情報保護委員会より示されたものにより作成することとされておりますのでご了承いただきたいと思います。
11	海外取引での儲けなどは国内の共通番号制度では把握しきれないため、適正な課税にはつながらないのではないか。	ご指摘のように全ての取引情報等を把握するような制度ではありませんが、国民の所得状況等を把握しやすくなることにより、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援を可能とするための制度ですので、今後は適正な課税が一層推進されていくものと考えております。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
12	特定個人情報ファイルを扱う職員等が、作業の中での誤りを100%回避するのは難しいと思われる。 作業の各段階でどのようなリスクが生じるか、職員等にどのような教育を行って注意を促すのか、アクセス権限の措置について具体的に明らかにするべき(類似意見1件)。	複数の対策を組み合わせることで、リスク対策の全体としての実効性を十分高められると考えております。具体的には、アクセスログの記録やセキュリティ強化といった体系的な対応に加え、複数の職員での確認体制など人的ミスへの対応も考慮しております。 また、職員等に対しては異動者に対する初任者研修の実施や全職員対象の情報セキュリティに関する定期的な研修の実施により注意喚起を行うほか、アクセス権限は異動当日より反映させるなど適切に管理しております。
13	万が一個人情報が入り込んだ場合に、市としてどのような対応をするのか(公表、文書発送、謝罪等)(類似意見2件)。	具体的な対応は、事件・事故の内容によって異なりますが、本市の関係部や委託先が連携して、事態の把握や被害の拡大防止の対応を行います。 損害賠償や補償については、事案の内容により個別に判断することになります。
14	中間サーバ・プラットフォームに集積された情報が不正アクセスにより漏えいする危険性はないのか。	中間サーバ・プラットフォームが接続している情報提供ネットワークシステムは、インターネットとは接続しない閉鎖的なネットワークであり、さらに通信相手や通信種類を限定することにより、不正アクセスを遮断するように制御されています。また、個人番号を元の値が推測できない符号に置き換えて情報提供ネットワーク上で通信することにより、個人番号そのものの流出を防止しています。その他、通信内容を暗号化により、盗聴等に備えています。
15	特定個人情報ファイル取扱いの委託・再委託の場合、(再)委託先での情報持ち出しや漏えいの責任、罰則、損害賠償はどのようになるのか(類似意見1件)。	職員及び臨時職員は地方公務員法及び地方税法の守秘義務の他、番号法においても守秘義務が課されており、違反した場合には罰則が適用されることとなります。委託業者(再委託を含む)におきましても、番号法において職員と同様の罰則が適用されることとなります。また、本市に何かしらの金銭的損害が発生した場合は、因果関係や責任の度合等により損害賠償請求を検討することとなります。
16	政府広報では、居所と住民票住所が異なる場合は現住所に住民票を移すことを促しているが、ストーカー等の事件が起こる可能性があるのではないのか。	DV等被害者等やむを得ない事情で居所と住民票住所が異なる方について、国では一定の配慮をすることとしており、現在明らかになっている例では通知カードの送付では居所に送付することが検討されております。札幌市としましては、その他の事務についても同様の配慮が継続して行われるよう留意してまいります。
17	住民票がない場合は番号が付番されないが、今まで受けられていた行政サービスはどうなるのか。	税関係の行政事務について、法令では、税の申告等の際に個人番号を記載することと定めていますが、記載がないことにより申告の有効性が否定されるものではありません。
18	政府は拡大法の審議を行っているが、札幌市ではそれに関する条例制定などの準備をしているのか。	札幌市では、番号法の制定に伴い必要となる条例の制定又は改正等の準備を進めており、法改正についても、適切に対応してまいります。
19	複雑な情報連携システムはかえって業務が煩雑になり支障をきたすのではないのか。行政の効率化に結びつくか疑問なので、費用対効果を出してほしい(類似意見2件)。	システムの対応内容を現在検討中であり、費用の総額は未定です。 また、効果については、個人番号を利用することで本人確認の確実性が向上することや、他行政機関等との情報連携が拡充し、より公正かつ公正な課税が実現されることなどが挙げられますが、数値化することについては国でも難しいとされており、札幌市単独での算出も困難です。
20	すでに共通番号制度を導入している韓国やアメリカでは、情報流出やなりすまし犯罪などの被害が深刻なため、制度自体を見直す動きが出てきている(類似意見1件)。	番号法では、情報流出の対策として情報の分散管理を行うこととされており、また、なりすまし問題の対策として運転免許証、パスポート等の身元を確認できる書類で本人確認を行うことが必須とされております。
21	情報連携が今後必要以上に多くの情報が関連付けられることで、事故や犯罪のリスクが高まり、国による個人情報の一元管理、監視体制が強まることを危惧しているが、市としてはどの程度国に対して説明や責任を求めているのか。	番号法上、個人番号の利用が可能なのは法定された範囲に限られており、法の範囲を超えて必要以上に多くの情報が関連付けられることはありません。また、個人情報は分散管理され、一元管理は行われません。また、国の機関においても法律に定められた範囲外で個人情報の提供を求めることは禁止されています。